

電子申告が 義務化されます

大法人の
皆様へ

制度概要

令和2年4月1日以後に開始する事業年度から、大法人[※]が提出する法人事業税等の申告書は、**eLTAX**により提出しなければなりません。

大法人 とは

- ※以下に該当する内国法人です。
- ・事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
- ・相互会社、投資法人及び特定目的会社

注意!!

大法人が**紙**で申告した場合、その申告は**無効**なものとなり、**不申告**として取り扱います。
東京都では、**大法人への申告書等事前送付物**を変更します。

詳細は**裏面**をご覧ください

電子申告義務化の詳しい内容については、下記ホームページをご覧ください。

東京都主税局ホームページ

東京都 電子申告義務化

検索

eLTAXホームページ

エルタックス

検索



～送付物の変更について～

時期

令和2年10月送付分から

対象

大法人の予定申告・確定申告

令和2年9月まで

・申告書
・別表

・納付書
・税率表等

令和2年10月以降

・申告書
・別表

・納付書
・税率表等

申告書、別表の送付を取りやめ、納付書と税率表等のみ送付します。
納付書は、東京都主税局HPからもダウンロードできます。

問い合わせ先

- 電子申告利用の手続について
eLTAXヘルプデスク TEL 0570-081459
- 大法人の電子申告義務化等の制度について
所管都税事務所の法人事業税担当班
- 電子納税について
所管都税事務所の徴収管理班

電子申告とあわせて

**便利になった電子納税を
ご利用ください**

- 登録口座から簡単引き落とし
- 複数自治体へワンストップ納税

※詳細はeLTAXホームページをご覧ください



国税の申告はイータックスで！

e-Taxホームページ

e-Tax

検索



東京都主税局・都税事務所